

監査役制度の改正について

居 林 次 雄

1. はじめに
2. 日本の監査役制度の変遷
3. 監査役制度の今後の方向
4. 監査役制度に対するアンケート調査と監査役制度強化に関する意見について
 - (1) 監査役の任期の伸張
 - (2) 監査役の定員の増加
 - (3) 監査役会の法制化
 - (4) 監査役候補者の選定
 - (5) 監査役会の同意権
 - (6) 社外監査役の法制化
 - (7) 常務会等への出席権
5. おわりに

1. はじめに

1年前に監査制度について筆者の考え方を述べたが⁽¹⁾、商法の監査制度は私見とは逆の方向で改正される道を進んでいる。⁽²⁾

証券、金融不祥事などに関連して、株式会社をめぐる証券取引法の改正は一段落したが商法についても、株式会社の自浄作用を促すために、監査役を強化する方向で改正が進められている。

私見では、日本の監査役制度が法制上の狙いとは異なって、余り実効性を挙げていないと思われる上に、国際的にみても、理解され難い面もあると思われるので、監査役制度を廃止することにするのが、一つの解決策ではないかとしたものである。⁽³⁾

しかし冒頭に述べた如く、監査役制度を強化して改正する方向で商法改正が進んでいるので、どうしてこういう方向を進んでいるのか、その根底について、再び本稿で検証しながら、今後の監査役制度の在り方について検討してみたいと考える。

特に経済界から監査役制度について、幾つかの意見が法務省に提出され⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾またその意見を取り纏めるに当たって、監査役等に対して、アンケート調査が実施されている。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

このような経済界の商法改正に対する真剣な対応は好感を以て迎えられべきものであり、本稿

ではこれらの諸意見やアンケート調査を踏まえて、監査役制度について検証を試みてみたい。

2. 日本の監査役制度の変遷

明治23年に制定された旧商法⁽¹⁰⁾では、株式会社の監査役は、株主の中から3人以上、株主総会で選任するように定められていた(旧商法191条)。その当時の監査役の任期は「2年内」と定められており、再選を防げずとされていた。

監査役の職分については、「取締役の業務執行が、法令・定款及び総会の決議に適合しているかどうかを監視する」ことにあった。

「第192条 監査役ノ職分ハ左ノ如シ

第1 取締役の業務執行が法律、命令、定款及ヒ総会ノ決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視シ且総テ其業務施行上ノ過愆及ヒ不整ヲ検出スルコト

第2 計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案ヲ検査シ此事ニ関シ株主総会ニ報告ヲ為スコト

第3 会社ノ為メニ必要又ハ有益ト認メルトキハ総会ヲ招集スルコト」

つまり、明治23年法による監査役は、業務監査権と会計監査権とを有する強力な存在であり、株主の代表として取締役を監視することが本務であった。そこで監査役は何時でも会社の業務の実状を尋問し、会社の帳簿及びその他の書類を閲覧し、会社の金庫や全財産の現況を検査する権限を与えられていた(第193条)。

監査役が3人以上選任されているわけであるから、監査役意見が分かれたときは、その意見を株主総会へ全部提出する必要があるとされ(第194条)、監査役が任務を怠って会社又は会社の債権者に損害を与えたときは、賠償責任を負うことも定められていた(第195条)。

監査役が給料又はその他の報酬を受けるには定款又は総会の決議で定めなければならない(第196条)、監査役の解任は、総会の決議で行うことになっており、これらの点は、今日の商法まで引き続き同様に定められている。

明治26年の改正商法⁽¹¹⁾では、監査役の員数について、従来の「3人」を最低限とする規定を改めて、「2人以上」とし1人減らした。

また業務監査権について簡素な条文に改めて、取締役の職務執行が、法令、定款及び株主総会の決議に適合するかどうかを「監視」すること、とした。これは単なる条文整備に止まり、内容が改正されたとは思われない。

明治32年に全文改正された新商法⁽¹²⁾では、監査役制度についても改正されて、まず監査役の任期が「1年」に短縮された。(新商法第180条)。資格株の制度は取締役と同様にこれまで通り存続されている(第189条)。

監査役の権限は、新商法の下でも業務監査権と会計監査権とを有することとされているが、条文上、取締役を「監視」という文言は姿を消した。

「第181条 監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シテ営業ヲ求メ又ハ会社ノ業務及ヒ会社財産ノ状況ヲ

調査スルコトヲ得」

監査役が必要と認めるときに株主総会を招集する権限は、依然として維持され、この場合、株主総会が検査役を選任して、会社の業務及び財産の調査をこの検査役に行わせしめることができるように新しく定められた（第182条）。

また監査役は、取締役が株主総会に提出しようとしている書類を、総会の事前に調査して、監査役としての意見を総会に報告しなければならない、という条文が新設された（第183条）。

監査役の独立性に関する条文が新しく設けられて、監査役は取締役又は支配人を兼務してはならないこと、取締役に欠員が生じたときは取締役と監査役とが協議した上で、監査役の中から一時的に取締役の職務を行う者を定めることができ、この場合、その監査役は総会で承認されるまでは監査役の職務を停止すること等が定められた（第184条）。

さらに取締役と会社との訴訟事件については、監査役が会社の代表者となる旨の規定も新設されるに至った（第185条）。

監査役の欠格事由として、破産、禁治産が新しく定められた（第188条）。

さらに取締役と会社との自己取引については、監査役の承認を得た時に限りできる旨も定められた（第176条）。その他、監査役は、新株の引受、払込みの有無、現物出資の正当か否か等についても調査して、株主総会に報告しなければならない旨、明文の規定が設けられている（第214条）。

明治44年の改正商法⁽¹³⁾では、監査役の任期が、再び1年から「2年ヲ超エルコトヲ得ズ」と改められ（第180条）、監査役と取締役とが会社に対し損害賠償の責めを負うときは、之を連帯債務者とすること（第186条）、会社と監査役との関係は委任に関する規定に従うこと、監査役の欠員がある場合に、退任した監査役は新しい監査役が選任されるまで、なお監査役としての権利義務のあること、監査役が法令又は定款違反の行為をしたときは、株主総会の決議に依った場合であっても、第三者に対して連帯して損害賠償の責任があること等が定められた（第189条）。

大正11年、昭和7年、昭和8年及び昭和12年の改正商法では、監査役の改正は行われなかったが、昭和13年に至って商法の大改正があり監査役についても条文整備があった⁽¹⁴⁾。内容は従前の条文を殆ど引き継ぐものばかりであるが、注目される改正は、取締役と同様に監査役についても、従前のような株主の中から選任するという資格株の要件を削除したことである。なお取締役の任期が「3年内と定められているのに対して、監査役の任期は「2年内」と定められたままであった（第273条）。

戦後の昭和25年に至って、商法に大改正が加えられ、従前の大陸法系の日本商法に英米法系の条文が数多く加えられた⁽¹⁵⁾。この改正において、監査役の職務は会計監査権限のみに縮小され、業務監査権は取締役会に移された。

「第274条 監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及ヒ書類ノ閲覧若ハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関スル報告ヲ求ムルコトヲ得」

これが基本的な会計監査権限の条文であるが、会計監査に限定したために、その他の業務監査権に関する条文は削除され、監査役の株主総会招集権や取締役の自己取引の承認権なども削除された。これに伴い取締役の自己取引や利益相反取引は、締役会の承認事項とされるに至った。なお、取締役の任期は「2年内」に短縮されたのに伴い、監査役の任期は「1年内」に短縮された（第273条）。

このように監査役制度に大改正が加えられたのは、種々の理由があろうが、監査役制度が十分に機能していないとする戦前からの長い間の批判があったこと、⁽¹⁶⁾英米法の導入は占領下の絶対的服従体制の下において拒み得なかったこと、英国では大会社の監査役が勅許会計士の資格を有するものによって占められていること、米国では監査役制度はなく専門家である公認会計士が会計監査を行っていること、株主総会の権限を取締役会に移行することにより機動的な会社経営を可能としたため、業務監査権限を取締役会に与えるのが適当であると判断されたこと、以上の結果、監査役制度は廃止されるべきであると考えられたが、日本の事情を考慮して、公認会計士の質量が充実するまで監査役制度を存置することとされた。⁽¹⁷⁾

昭和49年の改正商法⁽¹⁸⁾では、大会社に公認会計士又は監査法人を会計監査人として選任するよう義務づけ、それまで証券取引法で実施されて来た専門家による会計監査を商法に導入した（商法特例法2条）。これにより監査役制度は廃止される予定であったが、経済界の反対意見⁽¹⁹⁾もあって、監査役に業務監査権限を与え、任期を2年に伸張するなど、逆に監査役を強化して存続することになった。

「第274条 監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス

2 監査役ハ何時ニテモ取締役及支配人其ノ他ノ使用人ニ対シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得」

これに伴い監査役の権限として

- ・総会決議取消の訴（第247条）
- ・取締役会の招集請求及び招集権（第260条の3）
- ・取締役の行為の差止請求権（第275条の2）
- ・新株発行無効の訴（第280条の15）の提起権
- ・増資無効の訴（第380条）の提起権
- ・整理開始の請求権（第381条）の提起権
- ・合併無効の訴（第415条）の提起権
- ・会社設立無効の訴（第428条）の提起権

等が定められた。

その他、監査役の監査報告書の記載事項が新しく法定され（第281条の3）、これが監査役の監査手続きの方向を指し示すことになった。また取締役会出席権を与えたが（第260条の3）、しかしながら監査役に株主総会招集権は与えられなかった。取締役の自己取引や営業取引等についての取締役会の承認権限はそのまま維持され、監査役の承認事項とはされなかった。

大会社の監査役は2名以上とし、昭和56年に常勤監査役を1名以上とすることも定められた（商法特例法第18条）⁽²⁰⁾。

昭和49年の改正において、監査役を強化するためには、地位の安定を図る必要があると考えられて、法制審議会では、監査役の任期を取締役の2年よりも1年長くして「3年」とする商法改正要綱が決定された。⁽²¹⁾これに対して経済界からも政界からも強い反対が起り、商法の一部を改正する法律案は昭和48年に国会へ提出される用意はでき上がっていたが、1年間、国会提出は見送られた。

翌年、監査役の任期については、それ以前の「1年」から、取締役の任期2年と揃えて「2年」に改正することで政府案が纏まって、国会に提出され、その他の点では法制審議会の答申通りの内容で国会を通過した。監査役の任期は取締役よりも1年短かく法定されて来た長年の実務感覚から、監査役は取締役よりも一段低い地位に置かれている、という常識が、このような強い反対となって現れたものとみることができる。²²⁾ 商法上、監査役の任期が取締役の2年と揃えられたことにより、監査役は取締役と同格であるという認識が広まり、現実には大物監査役の登用、監査役の報酬の引き上げとなって現れた。

会計監査役権限のみを有する監査役の時代には、監査役には経理部長など経理・監査部門出身者が選任されて就任する例が殆どであった。しかし、昭和49年の改正で商法の下においては、常務取締役、専務取締役、副社長というような代表取締役の経験者が監査役に選任されるようになり、また経理・監査部門の出身者にとどまらず、広く各部門からの出身者が監査役に選任されるようになったのをみても、監査役の地位が向上したことは明らかである。²⁴⁾

とくに大会社においては監査役と会計監査人とに期末の監査期間を十分に与えるために、取締役が計算書類を作成して、監査のために提出する期限を新しく法定して、計算書類の監査期間として「4週間」を与えられるべきものとした（商法第281条の2、商法特例法12条）。このため株主名簿の閉鎖期間（基準日と株主総会との期間も）については、従来の「2か月以内」から「3か月以内」と改めて、株主総会が従前の決算期から「2か月以内」に開催されていたのを「3か月以内」に開催すれば良いことに改められた（商法第224条の3第3項）。

その他、監査役の報酬については、取締役の報酬とは区分して、定款又は総会の承認を得るべきものであることを明確に進め（商法第279条第1項）、個々の監査役への支払い額が定められていないときは、監査役の協議で配分を決めること（商法第279条第2項）、監査役の監査費用の前払いを保障するなど、監査費用を十分に支払うべきものであること（商法第279条の2）、監査役の選任又は解任について、監査役は株主総会で意見を述べるができること（商法第275条の3）、新会社の監査役は子会社の調査権を有すること（商法第274条の3）、会社と取締役との訴訟については監査役が会社を代表すること（商法第275条の4）等も規定された。

3. 監査役制度の今後の方向

監査役制度の歴史の変遷をみると、明治以来の会計監査権、業務監査権が法令上は、万全となるように整備されて来たが、現実の監査は必ずしも法の狙い通りに効果が発揮されていないようであった。戦後の昭和25年に、公認会計士制度を米国から導入して、監査役に置き換える方向での商法改正がスタートし、その第一歩として、監査役の権限が先ず会計監査権限に縮小された。

次いで昭和49年の改正商法では、大会社の監査役制度は公認会計上の会計監査制度に全面的に置き換えることで、国際的に足並みを揃えるかに見えた。しかし実務界からは監査役制度を存続すべきであるとする強い要請があって、一転して監査役を強化して、業務監査権限を再び与えることにより、監査役制度を存続することになった。

このような商法改正の流れを受け継ぐものとしても、監査役制度は将来、どのような形に持っていくべきか、その議論は絶えない。

近年の証券・金融不祥事に際しても、監査制度は十分に機能していなかったと考えられており、昭和49年、昭和56年の商法改正では未だ監査制度の実効性が制度上も未整備であった箇所があるのではないかと、再検討されている。

会計監査については、大会社において専門家である公認会計士が監査を行って来て、その制度発足以来、40年を経て来ている。これが証券取引法による法定監査から、商法による法定監査にまで拡大され、今や制度上、完成したとみられる。それでもなお不十分であるとされ、証券取引法上の公認会計士監査制度に加えて、証券監視委員会が政府に設けられ、さらに「監査基準」「監査実施準則」「監査報告準則」も強化する方向での改正が平成3年度に終了した。

残るは商法の面で何か手を加える必要があるかということになったのである。当然、監査役制度の見直しということになったが、そもそも昭和25年当時のスタートに立ち戻って、専門家である公認会計士の会計監査制度が育った以上、素人の監査制度は不要とするのかどうか、制度の根本に遡って検討する必要がある。

しかし前述の如く昭和49年の改正商法以降では、監査役に会計監査権限のみならず業務監査権限をも与えて強化したので、昭和25年当時とは、法制上の流れが変わったとみるのが自然のようである。証券金融不祥事についてみると、会計監査の面で生じたというよりも、業務監査の面に問題があるとみる事項も多いので、会計監査を行う公認会計士の監査制度を手直しするのみでは不十分であると考えられる。

そこで商法上の大会社の監査制度にも再びメスを入れて、監査役制度を強化して、業務監査の実を挙げ易くする方向を辿るのは、法制上、自然の成り行きであると考えられるに至った。このためどのような点を商法上であらためるべきか、という問題については、項をあらためて検討することとするが、ここでは以上のような法制の流れと、現実の監査実施状況の間に、若干のギャップが生じていることを指摘しておきたい。

まず第一に、監査役制度を昭和49年の改正商法で存続して強化したが、これは実務の上で、監査制度上の欠陥の故に改正したと認識していないという点を思い起こす必要がある。監査役を存置するか、廃止するかという命題について、「存置すべきである」とする企業経営者の感覚が先に立って、その理由づけは全く別の視点から法律家が行ったというギャップが指摘されなければならない。

第二に何故、監査役を存置すべきか、という点について、会計監査とか業務監査とかを論じたのではなく、単に会社の役員人事をスムーズに進める上で、監査役制度が存続された方が望ましい、とする経営者の感覚が実務上では優先したのである。業務監査を監査役に行わせしめるために、監査制度を改正しようと経営者が考えた訳ではない、という点に着目する必要がある。

第三に監査役に業務監査権を与えて強化する、というのは、法律家の立法上の理由づけから起こった問題である。専門家である公認会計士の会計監査が証券取引法で別途に実施されているうちは、商法上の会計監査は監査役によって行われなければならない、という理由づけが出来た。しかし商法上で公認会計士の会計監査を導入すれば、素人の監査役の会計監査は不要である、とするのが筋

であった。これにつき監査役を存続する、という実務等からの感覚的要請を受け容れるものとすれば、立法者としては、監査役の権限を会計監査以外に拡大することとせざるを得なかったのである。

第四に業務監査を十分に実施するには、監査役に戦前の如き強い権限を与え、例えば代表取締役解任のための株主総会招集権を与え、監査役の独立性を高めるために監査役会を設けて監査役の次期候補者については監査役会で決定するとか、西ドイツの如く取締役候補者の決定についても監査役会で行うとか、監査役の任期は取締役よりも長くするとか、種々の法制を考えなければならない。しかしこれらの点については、昭和49年の商法改正に当たって、実務界から強く反発されて、商法に織り込むことができなかったのである。

第五に昭和49年改正商法の下で誕生した監査役は、業務監査権を与えられたので、広く経営監査まで立ち入るべきものと考え勝ちであるが、法制上は商法に叶った業務執行を行っているか否か、という「商法性監査」ととどめられるという商法の解釈が通説であるので²⁰⁾、多くの監査役の期待に応えられない法制となっている。このため監査役からは不満が表明されている。

第六にこのような現実と法制とのギャップが生じているときに、証券金融不祥事が起こって、法制上の欠陥が指摘され、再び制度改正の必要性が叫ばれたため、商法の改正も検討されたのであるが、戦後の商法改正のスタート時点での認識の差異が、再び将来の監査制度の改正の妨げになることも予想される。

最後にアメリカ側から日米構造協議において、社外重役を商法上で義務づけることなどが要求されており、これを受けて日本政府として商法改正の要否を検討する必要がある、という所謂「外圧」に対処しての商法改正が組上りのほり、監査役制度についても「社外監査役」を制度上で義務づける問題が登場して来た。ここでも実務とは離れた商法改正が独り歩きすることになった。

4. 監査役制度改正に対するアンケート調査と監査役制度強化に関する意見について

平成4年度の時点における監査役制度の改正に当たっては、強化する方向で行われるべきである、というのが一致した各方面の意見である。⁽⁴⁾⁻⁽⁷⁾

各方面の商法改正の要望を具体的に列挙すると次のようになる。

まず監査役の任期について、これまでの「2年」を「4年」に伸張することが提案されている。

次に「監査役会」を法制化することも要望されている。

監査役会の権限としては、監査役候者の選定をすること、提案権を認めること、同意権を与えること等々強力なものとするのが提言されている。

監査手続については、監査役会で各監査役の分担を決め、監査後に持ち寄って、監査意見を合議の上で決定することとし、少数意見も付記するものとするよう提言されている。

監査役の監査を充実するために、「上場会社」については、常勤監査役の定員を増加することも望まれている。勿論、各社の定款で監査役の定員を増加することは、これまでも自由に行うことができたわけであるが、商法上で、これまで大会社の監査役は最低2人以上、と定められていたのを、さらに増加するよう望まれているものである。

アメリカ側から要請されている社外重役については、取締役については触れずに監査役に手をつけて、社外監査役を導入することで応えるものとし、この社外監査役には一定の経験・資格を有する者を充てることも提案されている。社外監査役としてたとえば、取締役・監査役・内部監査人の経験者とか、特定の職業専門家を充てる案も出されている。

以上のような監査役制度改正の具体的提言に沿って、以下、アンケート調査⁽⁸⁾⁽⁹⁾を踏まえながら、検討を重ねていきたいと思う。

(1) 監査役の任期の伸張

監査役の任期については、昭和49年の改正商法で「2年」に伸張されたが、就任後総会の集結まで定められた。この場合、定款を以てしてもこれを縮減できないものされ、僅かに前任者の補欠として選任された監査役についてのみ残任期間に短縮する旨を定款で定めれば、これが認められることになっている（商法第273条）。

このような2年という監査役の任期をさらに伸張して監査役の地位を安定させ、思い切った監査意見を述べ易くしよう、というのが商法改正の提言である。

在任中の監査役については日本監査役協会が調査したところによると、その在任期間は平均3.4年で、4年以上在任している監査役は全体の27%になっている。

これを常勤の監査役と非常勤の監査役とに分けてみると、常勤の在任年数の平均は3.34年で非常勤者の在任年数は4.0年という結果であった。また社内出身者の監査役の平均在任年数は3.3年で、社外出身者の平均在任年数3.6年よりも短かくなっている。

日本内部監査協会が監査役に対してアンケート調査を行った結果によると、監査役の任期については

現行の2年で良い	251社	40.8%
3年に伸張する	163社	26.5%
4年に伸張する	180社	29.3%
その他	21社	3.4%

となっている。大会社2,188社に対して調査したところ、618社から回答があって、以上のような結果となった。

同じく会員である内部監査人（各社の監査部長、検査部長、考査役等）に対してアンケート調査を行った結果によると、監査役の任期については

現行（2年）どおり	85社	57.0%
3年	35社	23.5%
4年	28社	18.8%
その他	1社	0.7%

となっている。

監査役よりも内部監査人の方が「監査役の任期を伸張せよ」という意見の低調なことも分かった。

「その他」の回答は、4～6年に監査役の任期を伸張するとするもの、3年または5年とするも

の、参議院のように監査役の任期が半分ずつ到来するようにずらすことを考えるとするもの、当初は4年とし再選に当たっては2年ごととするもの等々であった。

監査役の権限が、業務監査権限にまで拡大された以降、監査経験のない人も監査役に選任されるケースも増加したので、監査とは何か、どういう監査手続を踏むのか、という初歩的なことを勉強して、ようやく一人前の監査ができるようになるには、少なくとも1～2年が必要であり、商法上で任期を「2年」と定めているのは短かきに失する、というのが、任期伸張論の根拠の一つになっている。

日本監査役協会のアンケート調査では、監査役の任期が長くなれば、監査役候補者の推薦に当って長期に在任できる適任者が考慮されることになり、監査役の独立性や重要性に対する認識も一段と高まること、任期の伸張で地位が安定し、監査役が職務に専念し監査の効果を発揮し易くなることを等々を回答している監査役が多い。

仮に商法上の監査役の任期を「3年」と定めると、現状の監査役の平均在任年数の3、4年よりも結果的に短縮することになってしまうから、それよりも長くしなければ意味がない。

以上のような監査役の任期の伸張論に対して、これまでの2年で良いとする意見も多いがその理由は、商法上で監査役の任期を4年と法定してしまうと、適材の人であっても再任をされると8年となり、やや長過ぎると感ぜられて、再選は実際上困難となってしまう、というところにある。

また法定の任期を長くすると、会社役員の人事の停滞も起こり、任期の途中で監査役が辞任を求められるケースも増えて、商法の願いとは別に法定の4年の任期が形骸化する虞れがあると懸念されている。

結局、監査役の業務監査の遂行に当って、監査視点の継続性の見地からも、監査役の一斉交代は避ける方が監査の質的向上も期待できるが、これが法的手当の対象となり得るものかどうか、任期到来で退任するのが原則であるべきであるのに、再任を前提として立法するのが適当かどうか等々、意見は分かれている。このため現任の監査役の50%超が、監査役の任期を伸張することにはほぼ賛成しているが、現行のままの2年で良いとするものも40%あり、単純な監査役の任期の延長では意味がない、と考えられている。

中には監査役や取締役の人事権を経営トップが握っている現状を打破しないと、単に法定の任期を伸張してみても、積極的な監査役意見が表明し易くなるとは考え難い、という厳しい見方も出ている。

以上のようなアンケート調査を踏まえて日本内部監査協会の商法改正意見では「監査役の任期を伸張し、たとえば4年とし、再選の場合には2年ごととすること」と提言されている。

神戸大学経営学部の監査制度に関する調査⁽²³⁾では、監査役の在任年数は

2年	10.45%
4年	46.02%
6年	28.11%
8年	6.47%
その他	8.95%

となっており、「その他」では8～16年という回答社数が9社あり、中には20年在任が1社あった。

このような現実をみて、監査役の任期を商法で「4年」に伸張しても、現実を追認するという恰好になるわけである。監査役の任期を「1年」から「2年」に伸張してすでに20年近くを経過し、かつ業務監査権限までも与えられて社会的地位も高まったことにより、次回の商法改正で監査役の任期を「4年」と法定することに抵抗は少なくなったように思われる。

経団連の意見⁽⁴⁾や経済同友会の意見⁽⁵⁾において、監査役の任期を伸張することに賛成を表すに至ったことは注目に価する。日本内部監査協会、日本監査役協会、神戸大学の調査は何れも主として、監査役や内部監査という監査の実施部門に回答を求めたものであるから、監査役の任期を伸張することに賛成するのは当然であると考えられる。しかし経営トップ層からの意見として、今回、監査役の任期を伸張することに賛成があったことは、昭和49年商法改正当時の状況と比較して、大きな変化であると言える。

(2) 監査役の定員の増加

監査役の定員について商法上は特に定めを置いていないが、商法特例法第18条では大会社の「監査役は、2人以上でなければならない」とし、「監査役の互選をもって常勤の監査役を定めなければならない」ものとしている。

これに対し神戸大学の調査によると監査役の人員について

3名以内	91.6%
4名以上	8.34%

となっており、日本監査役協会の調査によると回答数1,163のうちで、監査役が3名以上の会社は74%であった。その3人以上の監査役の選任されている会社は、資本金別に集計すると、次のような割合になっている。

		常勤	非常勤
資本金1億円～5億円	23%	55%	45%
資本金5億円超～10億円	47%	51%	49%
資本金10億円超～50億円	58%	50%	50%
資本金50億円超～100億円	81%	58%	42%

資本金500億円以上の超大会社では、監査役が4人乃至5人以上の例が顕著に増加する。このような現実をふまえて、一定規格以上の株式会社について、監査役の法定の定員を3名以上とすることについて、52%が賛成であった。

監査役の法定の定員が増加すれば、監査役の増員によって監査水準も向上、取締役に対する抑止力が発揮でき易くなる上に、監査業務の分担にらって監査の組織化や効率化が高まると考えている監査役の多いことも判明した。監査役相互間の牽制機能も高めることができ、常勤監査役を増やす余裕もできると考えられている。

これに対して、監査役を増員することよりも、監査役スタッフの増強や内部監査部門の充実の方が、監査の実質を高めることになる、という反対意見もあった。また法定の監査役の定員を増加す

ると、その定員を欠く場合に臨時株主総会を開催して選任しなければならない。これは大会社において大変な手数を要することになるので、予め法定の定員に対して若干上廻る監査役を設けねばならないということとなり、これは会社によっては負担が余りにも大きいという問題も指摘されている。このため監査役が法定の定員を1名欠くに至った場合でも、直後の定時株主総会で補充すれば足りるものとする緩和措置を設けた上で、監査役の法定の定員を増加させることとするように望む声もあった。

このような点が考慮された上で、日本内部監査協会も日本監査役協会も監査役の法定の定員を「上場会社」についてのみ、これまでの2人以上から「3人以上」とするように意見書を提出している。

監査役の補助者について神戸大学の調査したところによると、監査役の選任の補助者または事務局員の数は

0名	71.15%
1名	12.96%
2名	7.33%
3名以上	8.56%

となっている。

「監査役室」というような事務局を設置している会社は45.95%で、設置していない会社は54.05%という状況であるが、設置されていない場合には、内部監査部門その他の部門の一部を利用しているのが大半である。

監査役の補助者として、専任ではないが他部門との兼任のスタッフのある会社数は168社であって、その兼任の内訳は

内部監査部門との兼任	64.28%
経理部門との兼任	17.86%
その他	17.86%

となっており、そのスタッフ数は

1名～2名が過半数を占めており、3名以上は15%～27%程度であることが神戸大学の調査で明らかとなった。

監査役の監査業務を円滑に遂行するために監査役室を設け、若干のスタッフを設けている他、秘書を配置するというのが大会社の現実の姿である。取締役部門のように膨大な人員を擁する例はない訳であって、このような状況での定員を増加させることにより、如何程の監査の充実に資することになるのか疑問の声も起こっている。そこで監査役のスタッフの増強や会社の経営会議等への出席など社内の情報蒐集を容易にすることの方が、監査の実効性を高めるものであると考えられる。現状のように少々経済不況に陥ると、企業合理化が叫ばれて、生産、経営に直接タッチしない間接部門の人員整理が行われ、経理、監査部門が縮小されるようであると、監査役の定員を若干増やしても、余り意味がないとも考えられる。

このため日本内部監査協会の意見書では、a) 監査役は、従前にも増して内部監査部門のスタッフ及び情報を活用する、b) 監査役スタッフの人材を現状以上に更に確保すること、c) 常勤監

査役の定員を増加することを合わせて提言している。このうち常勤監査役の定員を増加する問題は、商法特例法の改正を必要とするが、その他は実務上で解決すべき問題である。

(3) 監査役会の法制化

これまで商法上で監査役会というものは定められておらず、監査役は各自独立して監査手続きを進め、監査意見を表明するという「独任制」が採られて来た。

これは監査役の独立性を高め、かつ監査責任についても明確にする上で優れていると考えられて来た。一方、取締役については、昭和25年の改正商法で会社の機関として「取締役会」が法制化され、株主総会と並んで会社の業務執行の強力な権限が与えられており、監査役は、取締役会を対等に法制上は置かれているとは言え、見劣りがすると言われて来た。

そこで昭和49年並びに昭和56年の商法改正に当たって、監査役会の法制化が狙上へのぼったが、監査役の独任制の長所を捨て難く、監査役会の法制化まで進まなかった。

現状では、監査役会は大会社の52%で既に任意に設けられており、監査役会の法制化について、日本内部監査協会のアンケート調査では、

監査役会の法制化に賛成	528社	85.6%
〃 反対	89社	14.4%

という結果であった。内部監査人に対する質問においても、132社(88.6%)が、監査役会の法制化に賛成であり、反対の17社(11.4%)を遥かに上回っている。

日本監査役協会が監査役に対して行ったアンケート調査では、監査役会の法制化に「賛成ないし積極的」意見が62%で、「反対ないし消極的」な意見の37%を大きく上回っている。反対意見の理由としては、「監査の実効性が必ずしも上らない」、「法制化になじまない」、「独任制と矛盾する」、「責任感や能力発揮上に疑念がある」という事柄が挙げられている。

監査役会に賛成する理由としては「組織的監査が行われ易くなる」、「社外監査役や非常勤の監査役も意見や情報交換を通じ積極的な監査活動をし易くなる」、「情報の共有化が図られるので、非常勤監査役にとっては、監査役会が情報収集のための貴重な拠点となる」「監査役会が法制化されることによって、経営全体に監査役制度に対する理解度の浸透が期待出来る」「監査役会の法制化によって、取締役会との力の均衡が図られ、取締役に対する抑止力の発揮に一層の期待が持てる」「監査役会の法制化により、利害関係人ならびに第三者に対し、会社の機関として監査の独立性、重要性を認識させ易い」等の事項が挙げられている。

問題としては、監査役会の法制化によって個々の監査役の責任感が薄れたり、監査が形式化されたり、監査役会の会長的な存在者に実質的な権限が集中するという弊害の起る虞れのあること、監査手続きの分担と監査責任との整合性を持つこと、監査役相互の信頼関係が不可欠であるから、監査役候補者の推薦に当り監査役会の同意又は事前協議が必要であること等々も指摘されている。

日本内部監査協会のアンケート調査では、監査役会の法制化に当りどのような機関とすべきかをも調査しているが

協議機関とした方が良い	165社	31.4%
-------------	------	-------

監査役に与えられた特定 事項等についてのみ決定 機関とし、通常の監査に ついては協議機関とする	37社	7.0%
	274社	61.6%

以上のような実践調査を踏まえて、日本内部監査協会と日本監査役協会は、監査役会の法制化に賛成である旨の意見書を提出し、いくつかの注文をつけている。

まず監査役会は協議機関とし、多数決によることとする。このため監査役の定員を3名以上として多数決をし易くする。このような監査役会の法制化は中小会社には馴染まない負担の重いものであり、また大会社として商法特例法の適用対象になる株式会社であっても、例えば外資との合弁企業のように株主が僅かな場合は監査役を設ける必要性も乏しいと考えられるので、「上場会社」に限って監査役会を義務づければ足りるものとするように望んでいる。

監査役会の法制化には、経団連も賛意を表しているので実現するものとみられるが、問題は監査役会の多数決原理と従来の監査役の独任制とをどう調和させるかという点にある。これにつき日本内部監査協会では、監査報告書には、多数意見と少数意見と分かれた場合に、多数意見を以て監査意見とするのを当然としても、少数意見をも付記するものとして、独任制の長所を生かすよう提言している。

これは、最高裁判所の判決において、多数意見で判決を言い渡すのであるが、少数意見も付記することとしているのを踏襲するものである。これにより監査役が一人でも、独自の見解を表明できるわけで、多数意見に押し潰されないように配慮したものである。

(4) 監査役候補者の選定

商法上、監査役は取締役と同様に株主総会で選任されることになっている（商法第280条）。取締役や監査役が株主の中から選任されなければならないとした明治以来の資格株の制度は採らず、逆に現行商法は、定款の定めを以てしても、取締役や監査役が株主であることを要件としてはならない、旨を定めている（商法第254条第2項）。

つまり監査役の資格には、禁治産者などの欠格事由に該当しない限り制限はないわけであるが、現実にはどのような人々が監査役に選任されているかその手続きをみると、神戸大学の調査では、監査役候補者の選任は

・社長ないし会社の専決による	212社	56.68%
・取締役会ないし常務会によって人選、社長ないし会長が決裁する	127社	33.96%
・監査役が次期候補者を推挙し、社長ないし会長が決裁する	15社	4.01%
・人事委員会によって人選し社長ないし会長が決裁する	1社	0.27%

という順になっている。

株主総会で監査役を選任するといっても、現実には総会に対して候補者の提示が必要であり、総会の議案を株主総会の招集通知に記載し、その参考書類として次期監査役候補者名を取締役会で決定したものを株主に総会の2週間前に発送している（商法第232条⁶⁵）。取締役会では、社長又は会長

に一任して、次期の取締役や監査役の候補者を決定する慣例になっている会社が多いので、神戸大学の調査結果にあらわれているように、事実上、社長ないし会社が決裁しているのと同様の結果になっているのである。

株主が監査役や取締役の議案を提案することも商法上は可能である（商法第232条の2）が、これを総会で可決されるようにその株主が他の株主に自分の提案した監査役候補者に賛成するよう働きかけることは大変である。何千人、何万人という株主を有する大会社においても、株主総会に現実に出席する株主数は、せいぜい数十万人から数百人止まりである。²⁸⁾このため委任状を取りつけて、総会の議案を可決しているのであるが、これは会社側が総会招集通知に白紙委任状を同封して、会社側が過半数を獲得することとしており、個々の株主が会社に対抗して委任状を集めることは事実上、不可能な状態である。

この結果、監査役選任に関する議案は、取締役会が提案した監査役候補者がそのまま株主総会で可決されるのが通例になっており、その取締役会から提案される監査役候補者は社長ないし会長一任ということであるから、監査役の人事権は各社の社長ないし会長が握っている恰好になっている。この点は取締役についても同様の結果になっている。

かくては監査役が取締役から独立して、取締役の職務執行につき監査意見を堂々と述べ難いと思われる。そこで監査役の独立性を高めるためには、監査役の人事権を社長ないし会長から切り離して、別のところに人事権を移す必要があると考えられ、日本内部監査協会の意見書では、「監査役候補者の選定については、監査役会に提案権を認めるなど、人選方法を改善すること」を提言している。

監査役会が次期監査役候補者を決定して株主総会へ提案するものと商法上で定めれば、監査役の人事権は監査役会に移り、監査役は堂々と監査意見を述べ易くなる。社長や会長の意向に反する監査意見を表明すると、次期の監査役候補者に指名されない、という構図の下では、思い切った監査意見が述べ難いからである。

しかし日本内部監査協会の意見書では、取締役の人事権について、ドイツの如く監査役会に与えることまでは考えておらず、「取締役に関する人事以外の問題の提案権を認めるなど、監査役会の監督権を必要な範囲で拡大すること」を提言するにとどめている。余りに過激な商法改正の提案では実現性がない、と判断されたことによる。

日本内部監査役協会が監査役に対して、アンケート調査した結果では、次期の監査役候補者の選任方法は

・ 監査役または監査役会の推薦	285社	46.9%
・ 別途、人選委員会を設定して推薦	140社	23.0%
・ 大株主より推薦	107社	17.6%
・ その他	76社	12.5%

となっており、社長・会長から人事権を奪って欲しいという監査役の希いが如実に表われている。

このように監査役の人事権を監査役会などに移すことが実現すれば、日本の監査役制度は画期的な大改革を齎すことになると思われる。しかし、監査役も取締役と同列で、会社の役員人事の一環

として捉えている現実の株式会社の経営トップ層の感覚として、この立法化は困難であると思われる。この点が実現しなければ、商法をどう改めても監査役制度の実効性は高まらないと思われる。

(5) 監査役会の同意権

日本監査役協会では、各社の監査役会に監査役の人事権を与える立法は無理とみて、監査役候補者を総会に推薦するに当たり、再任者を除いて新たな監査役候補者については、監査役会の同意事項とするように提言している。あるいは取締役会の決議事項として新しく法定し、社長ないし会社一任という現実を打破することを提言している。

企業の経営責任が取締役にある以上、監査役の選任についても、株主側から監査役候補者が出ないときは、取締役による候補者の選定以外に適切な方法はないと考えた上で、監査役相互の信頼が必要であり、その観点から監査役候補者の決定以前に監査役会と協議することを法制化すべし、という妥協的な立法を望んでいる向きもある。

これに対して日本内部監査協会では、積極的に監査役の人事権を監査役会に致すことを提言しているが、さらに「重要な事項および重要な取引に対して監査役会の同意権」を商法上で認めるなど、「監査役会の監督権を必要な範囲で拡大すること」をも提言している。

このような根底には取締役の職務執行の適法性を監査するという狭い意味の業務監査にとどまらず、積極的に妥当性監査に監査役が踏み込みたい」という意気込みがある。

日本内部監査協会のアンケート調査では、

・適法性まで	88社	14.4%
・妥当性までも含む	258社	42.3%
・適法性・妥当性、さらに 経営監査まで含む	264社	43.3%

となっており、これを受けて経営の妥当性を判断する意味で、重要事項について、監査役会の同意権を商法で定めるよう提言したものである。

交際費の支出や寄付金の支出、あるいは政治献金、使途不明金というようなものについては、監査役会が予め同意しなければならない、と商法で規定することによって、相当、明朗な企業会計になるものと期待されている。

またこれらの支出について、附属明細書に記載して、株主・債権者の閲覧・謄写の対象にする、という立法も考えられる。

現行法上はこれらの支出については、監査役の監査の対象となるように十分な資料を監査役に提出すれば足りることとされ、⁽⁷⁾ 監査役は取締役の無償で支出した利益の供与が、取締役の義務違反に当たると判断したときに、監査報告書に記載すべきものとしている。このような事後的な監査を事前に同意権に改めて、妥当性監査の実を挙げようとするところに、日本内部監査協会の提言の狙いがある。

これらの立法によって、監査役の企業内の発言権は高まり、政治の浄化にまで効果があると期待されている。

(6) 社外監査役の法制化

日米構造協議において、社外重役を商法上で義務づけるようアメリカ側から要請されている。これについて取締役に社外取締役を導入するよう商法で義務づけるのは、立法上、経団連を始め反対意見が強い。経営は気心の合った者で一致して進めるべきであり、企業の内部かく乱要因を法制上で持ち込むべきでない、という反対意見の他、アメリカの社外重役も実質的には余り効果を挙げていないという批判がある。

そこで社外取締役の法制化は見送って、社外監査役の法制化に踏み切って、アメリカ側の要請に応えようとする立法者の考え方がある。これに対しても経団連は反対しており、日本監査役協会のアンケート調査では「賛成」が42%で、「反対」が58%を占めている。反対の理由として外部の監査役では、情報入手が困難であり、永年社内で経営に携って来た者を監査役に起用した方が、監査の実効性が挙がるという点を挙げている。

賛成の意見を表明している監査役は、経営執行部に対し、助言、勧告、調査を遠慮なく行うことができるのは社外監査役であり、監査役の独立性が強化される上に、大局的見地からの監査が期待できるので、監査の客観性や公正性が高まるとしている。

日本内部監査協会のアンケート調査では

社外監査役に賛成	477社	77.2%
〃 反対	141社	22.8%

となっており、賛成者は、社外監査役を1名加えれば足りるとするものが大半で、2名以上とするのは、23%程度であった。また社外監査役として、弁護士、公認会計士を挙げる意見もかなりあったが、他の会社の役員経験者を社外監査役として迎え入れるとするものが55%を占めている。つまり社外監査役を義務づけても、企業経営の経験者ならば反対しない、とする意向が強いことが判明している。

このような点を踏まえて、日本内部監査協会の意見書では、「上場会社にあつては、一定の経験・資格者、たとえば取締役・監査役・内部監査人経験者、特定の職業専門家である社外監査役を導入すること」を提言している。

経済同友会も社外監査役の導入に賛成しているが、現実には社外監査役は相当導入されているので、これを商法上で義務づける必要性があるのかどうかは別問題である、と認識している経営者も多い。

神戸大学の調査では回答会社437社中、すでに社外監査役を導入しているのは250社で、その社内監査役の内訳は

大株主から	80社	32.0%
銀行等の金融から	58社	23.2%
関係会社から	38社	15.2%
法律専門家	24社	9.6%
会計専門家	5社	6.0%

という順になっている。

社外監査役が常勤であればとも角、非常勤で参画しても、巨大企業の監査責任を負うことは困難であろうから、名目的な存在になると懸念する声も高い。

(7) 常務会等への出席権

監査役は取締役会に出席して意見を述べる権限があるが（商法第260条の3）、これは業務監査を進める上で必要なものである。これと同様に常務会等の経営最高会議にも、監査役が出席できるような商法で規定しておかないと、十分な経営情報が入手できない、という監査役の不満がある。

日本内部監査協会のアンケート調査では、常務会に監査役が出席した方が良いとする回答が94.5%を占めている。その場合、監査役の代表者1名に限るとするものが、48%で、監査役全員が出席するとするものが、31%となっている。

確かに社内のあらゆる情報が監査役に入って来る態勢になっていないと、十分な業務監査ができないので、商法で監査役があらゆる社内の経営会議に出席できるように定めておくことは、監査役にとって便利である。

しかし法定の機関でもない常務会のようなところへの出席権をどう商法上で定められるか、その立法上のテクニックが難しいという問題もある。取締役が監査役の常務会への出席を拒否した場合に、どのような法的効果が発生するのか、解釈上で疑問も生じ兼ねない。

そこで監査役会で要求した場合には、取締役が監査役会に出席して経営上の問題点や職務執行状況を説明し、監査役の質問に答えなければならない、というような立法をすることも考えられる。

その他、内部監査協会の意見書では、連結財務諸表制度を商法上で導入し、監査役の監査対象とすることなども提案されている。

一方、日本監査役協会は監査役の監査基準を法制化して、監査役の業務監査に際しての監査の内容、方法、手続などを具体的に法務省令などで定め、監査役がこの監査基準を忠実に履行すれば、善管注意義務を果たしたものと看做すような制度を望んでいる。

5. おわりに

監査役制度については、以上の如く商法上で種々の改正を望む声が高いので、これらを総て受け容れて商法を改正すれば、監査役制度は十分に機能するかもしれない。

しかしながら、監査役の人事権を監査役会に与えるような点について、法制上の手当ができないようであると、日本の監査役の存続価値を再び問われ兼ねない事態も起ろう。⁽²⁸⁾

今回、監査役制度を強化しようという各方面の意欲が盛り上がったのを機会に、今一度、監査役制度を法制上でも実務上でも見直して、監査役が証券金融不祥事のような事態を未然に防止する働きをすることができるように配慮することは必要であろう。

そのような制度上の手当が充分になっても、なお監査制度が機能しないようであれば、冒頭で述べたように監査役制度は将来、廃止して然るべきだということになろう。

注

- (1) 居林「株式会社の監査制度に関する一考察」研究年報XVII（富山大学日本海経済研究所）37頁～53頁
- (2) 吉戒「商法改正作業の現況について」商事法務 1299号12頁
- (3) 居林 前掲 52頁
- (4) 経済団連合会「商法改正意見」平成4年2月
- (5) 経済同友会「企業法制の国際的ハーモニゼーションを目指して」平成4年10月
- (6) 日本内部監査協会「監査の本質と監査役監査の強化に関する意見（中間報告）平成4年10月
- (7) 日本監査役協会「監査役制度に係わる商法改正の要望について」平成4年11月
- (8) 日本内部監査協会「今後の監査役制度改正に対する意見調査集計結果」平成4年11月
- (9) 日本監査役協会「監査役制度の商法改正に関するアンケート調査と実務上の問題点」平成4年11月
- (10) 明治23年法律第23号
- (11) 明治26年法律第9号
- (12) 明治32年法律第48号
- (13) 明治44年法律第73号
- (14) 昭和13年法律第72号
- (15) 昭和25年法律第167号
- (16) 岡野敬次郎「株式会社ノ監査制度ニ就テ」法学協会雑誌, 第28巻第1号, 39頁
- (17) 上柳克郎他「新版註釈会社法」(6) 432頁〔北沢正啓〕
- (18) 昭和49年法律第21号
- (19) 経済団体連合会「商法改正に関する意見」昭和46年12月
- (20) 昭和49年法律第22号
- (21) 法制審議会商法部会 昭和44年7月16日決定「株式会社監査制度改正要綱」第3
- (22) 鈴木竹雄「商法改正について(1)」商事法務630号8頁。取締役・監査役の任期を揃えることにより、総会の定員数を確保する各社の実務上の負担を軽減する狙いもあったとされる。
- (23) 神戸大学経営学部監査環境研究委員会「監査制度に関する調査」82頁。常勤監査役の経理財務出身者28.30%、営業21.16%、総務14.02%、労務人事10.38%という順になっている。
非常勤監査役の中では、経理・財務出身者25.21%、営業18.91%、研究開発9.46%、労務・人事4.87%で、「その他」が32.38%でトップとなっている。「その他」は、銀行の頭取、会長などの役員、グループ会社の社長などの役員、親会社の代表取締役、関係会社の役員などによって占められている。
- (24) 居林 前掲49頁（注）参照
- (25) 「大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類に関する規則」（参考書類規則）第3条第1項1号)
- (26) 「株主総会白書」商事法務1992年11月30日臨時増刊号96頁
調査会社2,126社中、株主が300人以上出席した会社は67社で3.2%に過ぎず、100人以下の出席であっ

た会社は1,579社で、全体の78%を占めている。

(27) 「大会社の監査報告書に関する規則」第7条第1項2号

(28) 平成5年3月9日に国会に提出された商法等の一部を改正する法律案では、監査役会に監査役の人事権を与えることなどを見送ってしまったので、監査役の実質的な監査は、今後も期待できないと思われる。